



137号

かんちゃん

平成28年9月15日

全国間税会総連合会 全間連会報

発行者
全国間税会総連合会
会長 大谷 信義

法人番号
(2700150004884)

事務局
〒105-0003 東京都港区
西新橋3-23-6 白川ビル3F
TEL 03(3437)0201
FAX 03(3437)0301
URL <http://www.kanzeikai.jp>
E-mail info@kanzeikai.jp

印刷 株式会社 総北海



しうちゃん



国宝 白水阿弥陀堂(福島県いわき市内郷白水町)

主要目次

平成29年度 税制及び執行に関する要望書	2 ~ 4	間税会だより	10 ~ 12
全間連、最重点施策を決定し実施中	5	間税会組織の現状	12 ~ 13
平成27年度 租税滞納状況	5 ~ 6	平成28年度 「消費税等に関するアンケート調査」	
局連だより (仙台局間連)	7 ~ 8	結果報告	14 ~ 15
広報だより (広島局間連)	8 ~ 9	全間連の動き	16

消費税 活かすみんなの 間税会

税制及び執行に関する要望書（間接税関係）

① 社会保障・税一体改革の推進と 行財政構造の徹底した見直し

〔要旨〕

社会保障・税一体改革における社会保障制度の改革を推進するとともに、行財政構造等の徹底した見直しを行い、歳出削減に努めるべきである。

〔理由〕

国の平成28年度一般会計当初予算は、一億総活躍社会の実現をはじめとした重要課題に取り組んでいくための予算として、総額で約96.7兆円と過去最高の規模になった。

その内容を見ると、経済状況を反映して、所得税収及び法人税収の大幅な增收見込みもあって、租税及び印紙収入が前年度（約54.5兆円）に比べ約3.1兆円増加し、約57.6兆円と見込まれており、平成2～3年度当時の水準に達することが期待されている。

その一方、公債発行額は前年度（約36.9兆円）に比べ約2.4兆円減少したものの約34.4兆円（国債依存度は35.6%）と見込まれている結果、平成28年度末の公債残高見込額は約838兆円で、国民一人当たり約664万円にも匹敵する膨大な借金を抱える状況にある。

また、社会保障関係費は連年増加しており、平成28年度は持続可能な社会保障制度を確立していく観点から、その伸びは抑制されたものの、前年度に比べ約0.4兆円増加し約32.0兆円の規模に達しており、今後、更に増加することが見込まれている。

このような増加する「社会保障の充実・安定化」と「財政健全化」を同時に達成する観点から成立した、いわゆる社会保障と税の一体改革関連法により消費税については、平成26年4月から税率が地方消費税を含めて5%から8%に引き上げられた。

また、国の消費税収は增收分を含めて社会保障4経費（年金・医療・介護・少子化対策）に充てることが法制上明確化（社会保障目的税化）されるとともに、地方消費税収についても1%分を除き社会保障財源化された。

そして、消費税率10%への再引上げ及び軽減税率制度の導入については、アベノミクスを加速し、世界経済のリスクを回避するなどの観点から、その実施時期を平成29年4月1日から2年半再延期し、平成31年10月1日にする旨、政府方針が示されたところである。

私たち間税会は、消費税率の引上げに与する団体ではないが、現下の厳しい財政事情及び少子高齢化の進展に伴う社会保障財源の確保の必要性等から見て、今回の消費税率の引上げはやむを得ない措置であると受け止めているが、平成31年10月からの消費税率10%への再引上げに当たっては、次に掲げる措置を併せて講ずることが必要である。

特に軽減税率制度は、事業者の事務負担を増加させるとともに、本来の低所得者対策にはならないなど様々な問題があることから、間税会として、従来から単一税率の維持を強く主張してきたところであり、仮に軽減税率制度を実施する場合には、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って、減収額に見合う安定的な恒久財源を確保するとともに、事業者の準備状況等を検証し、軽減税率制度が円滑に導入・運用されるよう必要な措置を講ずるなど、慎重に対処すべきである。

- (1) 今次の消費税率の引上げが国民各層に負担増を求めることになることに鑑み、政治面及び行財政全般にわたって、既存の組織・施策・制度の効率性、有効性等を過去の経緯にとらわれることなく徹底した見直しを行うこと。
- (2) 特に議員定数や歳費、社会保障関係費、公務員の人事費、公共事業費などについては、徹底した歳出削減等を行うとともに、円滑で効率的な運営ができる行政組織にするよう行財政改革を推進すること。
- (3) 消費税の税率引上げに伴う低所得者の負担緩和措置は、税体系全体の中で、更には、社会保障制度全体の中で対処すること。
特に軽減税率制度は、事業者の事務負担を増加させるとともに、本来の低所得者対策にはならないなど様々な問題があることから、軽減税率制度ではなく、消費税の税率は単一税率を維持すること。
- (4) 今次の消費税率の引上げが「社会保障と税の一体改革」の観点から行われている中で、消費税率10%への再引上げが再延期されたことを踏まえ、財政健全化及び社会保障の充実策のビジョンを明らかにすること。
- (5) 消費税率10%への再引上げ前に、社会保障の充実策を講じる場合には、安定した財源を確保し、財政健全化への影響を最小限に止めること。
- (6) 消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として創設された、いわゆる消費税転嫁対策特別措置法に基づき、消費税の転嫁拒否等の行為に対しては、引き続き、政府一丸となって監視・取締りを行うなど、違反行為に対し厳正に対処すること。

② 消費税に関する事項

（1）消費税の公平で合理的な制度の構築と安定した税制

〔要旨〕

消費税については、社会保障・税一体改革による税率引上げにより、最も大きな税収をもたらす基幹税であることから、公平で合理的な制度を構築し、安定した税制にすべきである。

〔理由〕

社会保障・税一体改革による税率引上げにより、消費税の重要性は益々高まることから、消費税については、国民の理解と信頼が得られる公平で合理的な制度を構築し、安定した税制にすべきである。

（2）単一税率の維持と低所得者の負担緩和措置

〔要旨〕

消費税の税率は、軽減税率導入による複数税率制度ではなく、単一税率を維持すべきである。

消費税率10%への再引上げの際に、低所得者に対する消費税の負担緩和措置を講ずる場合には、食料品等を低い税率とする複数税率制度ではなく、所得税等において給付付き税額控除制度（還付制度）を設け、その対象にすることにより対処すべきである。

〔理由〕

消費税は、消費に比例的負担を求める性格の税であることから、その税率は単一税率が基本であるとともに、軽減税率制度には次のような問題があることから、低所得者に対する税負担の緩和措置については、諸外国に例

のあるように、所得税等において給付付き税額控除制度(還付制度)で対処すべきである。

イ 軽減税率導入による複数税率制度の下では、軽減税率の対象選定に合理的基準を見出すことは困難であるため、次第に軽減税率の対象範囲が拡大され、税源が侵食されていく恐れがあること。

(補足)

平成28年度税制改正法(所得税法等の一部を改正する法律)による改正消費税法では、飲食料品に加え新聞も軽減税率の対象にする一方で、日常生活に必要不可欠な「電気・ガス・水道」を軽減税率の対象外としたことに対する批判や、軽減税率の対象となる「飲食料品の譲渡」と標準税率の対象となる「外食」との線引きなどにより、経済取引を歪めるといった様々な批判が出現しているところである。

ロ 飲食料品に対する軽減税率制度が低所得者対策として導入される措置であっても、負担軽減額から見れば、高所得者ほど受ける恩恵が大きくなり、本来の低所得者対策にはならないこと。

また、減収額が膨らむため、新たに確保しなければならない財源規模が大きくなり、標準税率の引上げ要因の一つになる恐れがあること。

ハ 複数税率制度の下では、事業者が取引に際し適用税率の区分ごとに価格設定し、区分経理する必要があるとともに、仕入税額控除に的確に対処するため、諸外国の例に習えば、取引関係書類に消費税額を明記する、いわゆる税額別記のインボイス制度が必要となるなど、関係事業者の事務負担の増加につながること。

(3) 軽減税率制度の導入には必要な財源の確保と慎重な検討

[要旨]

消費税率10%への再引上げに伴い、仮に軽減税率制度を実施する場合には、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って、減収額に見合う安定的な恒久財源を確保するとともに、事業者の準備状況等を検証し、軽減税率制度が円滑に導入・運用されるよう必要な措置を講ずるなど、慎重に対処すべきである。

(理由)

消費税率の引上げは、「社会保障と税の一体改革」の観点から行われていることを踏まえ、軽減税率による減収分は安定的な恒久財源を確保するとともに、軽減税率制度の導入により関係事業者の事務負担が増加することから、その準備状況等を十分に検証し必要な措置を講ずるなど、慎重に対処すべきである。

(補足)

消費税率10%への再引上げに伴い、仮に食料品などを軽減税率の対象とせざるを得ない場合には、その対象範囲は基礎的な食料品など、ごく狭い範囲に限定し、低所得者に対する全体的な負担軽減措置については、給付付き税額控除制度を併用実施するのが適当である。

(4) 仕入税額控除

[要旨]

仕入税額控除の仕組みについては、現行の請求書等保存方式を維持すべきである。

(理由)

仮に軽減税率制度を実施する場合における仕入税額控除については、欧州諸国の付加価値税のように税額別記のインボイスの保存を要件とするインボイス方式ではなく、現行の請求書等保存方式又は現行の請求書等保存方式を維持した区分記載請求書等保存方式で対処すべきである。

(補足1)

仮に軽減税率制度を実施する場合には、諸外国において仕入税額控除のため採用しているインボイス制度では免税事業者が取引から排除されるという問題等があることから、現行の請求書等保存方式を基本とした制度設計により免税事業者が取引から排除されないよう措置すべきである。

(補足2)

平成28年度改正消費税法では、軽減税率制度の導入(29.4.1)後5年目(33.4.1)から、いわゆるインボイス制度と言われる「適格請求書等保存方式」を導入するとされているが、我が国には500万を超える免税事業者がおり、これらの免税事業者が取引から排除される恐れがあるインボイス制度は我が国の社会経済構造には馴染まない制度であることから、現行の請求書等保存方式を維持した「区分記載請求書等保存方式」で対処すべきである。

(5) 任意の中間申告

[要旨]

滞納の未然防止等の観点から、中間申告を年3回又は年11回の選択ができるようにすべきである。

(理由)

消費税率の引上げに伴い、滞納残高が増加することが懸念されるため、納税資金の事業資金化を防ぎ、滞納の未然防止を図る観点から、任意の中間申告制度を年1回のみではなく、四半期又は毎月納付ができる制度に改組することが適当である。

③ 個別消費税に関する事項

(1) 石油関連諸税と消費税

[要旨]

石油関連諸税については、中長期的には、消費税との併課のあり方を含め、抜本的見直しをすべきである。

(理由)

消費税の創設時に、物品税、入場税、砂糖消費税等は廃止、酒税、たばこ税は税率の調整(引下げ)が行われたが、石油関連諸税は特定財源ということもあって、調整が行われなかった。

石油関連諸税については、石油関連諸税を含む価格に消費税が課されることが国際的に共通する原則であることを踏まえ、課税対象となる品目をめぐる環境の変化等を勘案しつつ、引き続き検討すべきである。

(2) 自動車燃料用のLPガス又はLPガス自動車等に対する課税の是正

[要旨]

自動車燃料用のLPガス又はLPガス自動車等に対する課税措置を、自動車用燃料の天然ガス又は天然ガス自動車等に対して認められている減免措置と同様の措置にすべきである。

(理由)

・石油ガス税の廃止

自動車燃料用のLPガスには石油ガス税が課税されるのに対し、自動車用燃料の天然ガスは無税である。

・自動車重量税の免税措置

天然ガス自動車には自動車重量税の免税措置があるのに対し、LPガス自動車には免税措置がない。

その他、法人税、固定資産税、自動車取得税、自動車税における課税のアンバランスも解消すべきである。

(3) 印紙税の抜本的な検討

[要旨]

平成25年度税制改正においては、消費税率の引上げを踏まえて、不動産譲渡契約書等に係る税率の特例の拡充及び領収書に係る免税点引上げが行われた。今後とも文書の作成実態の変化等を踏まえ、課税の公平・適正化等を図る観点から、課税範囲、免税点、税率等のあり方などについて、

廃止を含めた抜本的な検討を行うべきである。

(理由)

イ 印紙税は、契約書や領収書などの文書が作成される場合、その文書の背後にある経済的利益に着目して課税する税であると説明されているが、経済取引自体に直接に負担を求める消費税の創設に伴い、消費税の課税対象になる取引にかかる文書類は、印紙税の課税対象から除外すべきである。

ロ 事務処理の機械化や取引形態の変化等に伴い、作成される文書の形式や内容の変化、ペーパーレス化等により、文書課税としての印紙税には、不合理、不公平な現象が生じており、廃止を含めた抜本的な見直しをする必要がある。

(補足)

社会保障・税一体改革による消費税率の引上げに伴い、印紙税の不合理、不公平な現象がさらに拡大するので、是非、見直しを行なうべきである。

4 執行に関する事項

(1) 税務執行体制の充実化

[要旨]

消費税の重要性は益々高まってきていることに鑑み、執行当局における消費税の相談・指導・調査体制の充実に、引き続き、努められたい。

また、仮に消費税の軽減税率制度を実施する場合には、相談窓口などを充実させるべきである。

(理由)

消費税率の引上げに伴い、消費税の重要性が益々高まってきていることに鑑み、法人、個人を通じて消費税の指導等を担当する部門又は専門官（消費税実務指導専門官等）を配置するなど、消費税に関する執行体制の充実に努める必要がある。

また、仮に軽減税率制度を実施する場合には、適用税率や区分経理などに関する相談が増加することから、相談窓口などの充実を図るべきである。

(2) 課税の適正化と課税処理の統一化

[要旨]

仮に軽減税率制度を実施する場合には、税率の適用誤りや、区分経理による税額計算などに誤りが生じないよう、軽減税率制度に関する広報・周知や、誤り易い事例に関する課税上の取扱いなどを積極的に開示・情報提供することなどにより、課税の適正化と課税処理の統一化に努めるべきである。

(理由)

軽減税率導入による複数税率制度の下では、適用税率の判断や、適用税率ごとに区分経理して税額を計算する必要が生じるため、誤りが発生する蓋然性がこれまで以上に高まつてくる。したがって、軽減税率制度の広報・周知に努めるとともに、誤り易い事例等に関する課税上の取扱いなどを積極的に開示し情報提供することなどにより、課税の適正化と課税処理の統一化に努めるべきである。

(3) 広報

[要旨]

消費税について、より深い理解を得るために広報をさらに行なうべきである。

(理由)

消費税について、制度の内容を広く周知することももちろん必要であるが、国・地方公共団体の財政に占める消費税の地位及び消費税の使途（年金、医療、介護、少子化対策）等について、さらに周知を図るべきである。

当連合会も、世界の消費税（付加価値税）の実施国や

消費税の使途等を示すポスター、リーフレット、クリアファイルの展示、配布等による広報活動を展開しているが、国・地方公共団体においても、引き続きその広報に積極的に取り組むべきである。

(4) 租税教育

[要旨]

学校教育の中での租税教育を積極的に推進すべきである。

(理由)

当連合会は、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルを租税教育用資料の一環として中学校等で配布したり、「税の標語」募集事業を実施しているところである。

消費税を含めた税の役割、重要性を若年層から理解させるために、学校教育の中で租税教育の一層の充実が図られるよう、文部科学省等とも連携をとりながら、租税教育を積極的に推進すべきである。

「租税教育推進関係省庁等協議会」、いわゆる中央租税協の平成27年10月26日に開催された総会において、「各地域の税に関する民間団体等との一層の連携による租税教育の取組を推進する」との合意確認がなされたことを踏まえ、租税教育の取組みについては、関係省庁と民間団体等との一層の連携を図るべきである。

なお、租税教育は、国民のあらゆる階層に必要な教育であることから、その対象者を小中高生はもとより、大学生、社会人にまで拡充し、それぞれに応じて税財政に対する正しい認識を浸透させるべきである。

もっとも、租税教育は、官民一体となり社会全体で取り組む課題であるとしても、その中心は学校教育の場であり、民間が補完するという位置付けを明確にする必要がある。

(5) 消費税の滞納整理

[要旨]

消費税の滞納の未然防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むべきである。

(理由)

消費税の滞納の発生は、消費税に対する国民の信頼を損なうことになることや、消費税率の引上げにより滞納増加が懸念されることから、当連合会では従来にも増して「消費税完納運動の推進」に努めているところであるが、執行当局においても、これまで以上に、滞納の未然防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むことが重要である。

(6) e-Tax

[要旨]

e-Taxの利用可能手続に石油ガス税納税申告を加えていただきたい。

(理由)

石油ガス税の課税場所は、全国で約2,700場に達するが、そのほとんどは中小規模の事業者に係るものである。

石油ガス税は、毎月、申告納税の手続きをとる必要があるところ、中小事業者にとっては、軽視できない負担になっている。関係事業者の事務負担を軽減するためにも、e-Taxの利用可能手続に石油ガス税納税申告を加えていただきたい。

5 マイナンバー制度

[要旨]

平成28年1月から利用が開始されたマイナンバー制度については、引き続き、周知活動等に努めるべきである。

(理由)

平成28年1月から利用が開始された、いわゆるマイナンバー制度については、その利用、提供、収集に制限が設けられていることから、国民に十分に周知し、適正利用がされるよう、引き続き、周知活動等に努めるべきである。

全間連、最重点施策を決定し実施中

- 消費税完納運動の更なる推進
 - 消費税の啓発活動等の拡充
- ↓
- 会員増強による組織拡大等

全間連では、平成26年4月からの消費税率の引上げに伴い、消費税の会としての間税会の役割は益々高まること等を踏まえ、平成26年4月以降における最重点施策を3点決定し、現在、積極的な取組みを展開中です。

- ① 消費税率の引上げに伴い、消費税の滞納残高の増加が懸念されるため、これまでの施策に創意工夫を加えながら実効性のある「消費税完納運動」を更に推進すること。
- ② 消費税率の引上げにより、消費税の重要性が益々高まること等を踏まえ、特に消費税に関する研修会、説明会など「消費税の啓発活動等」をこれまで以上に積極的に開催すること。
- ③ これらの間税会活動を積極的に展開することなどを通じて、「会員増強による組織拡大等」を図ること。

(平成29年4月1日現在の会員数の達成目標 12万人社)

平成27年度

租税滞納状況 消費税の滞納残高 16年連続で減少

全間連では、「預かり金的性格」を持つ消費税の滞納発生を憂い、従来から「消費税完納運動」推進してきているところです。

消費税の滞納状況を含む平成27年度の租税滞納状況が、去る8月に国税庁から発表されました。

これによりますと、平成27年度の消費税の新規発生滞納額は4,396億円で、前年度の3,294億円に対し133.4%と33.4ポイント増加し、消費税の滞納残高（滞納整理中のものの額）は、平成27年度末で、3,340億円となり、前年度末対比96.0%と、4.0ポイント減少しました。

これで、消費税の滞納残高は、16年連続で減少したことになります。

国税庁発表による平成27年度の租税滞納状況は、次のとおりです。

平成27年度租税滞納状況について

- | |
|--|
| 1 新規発生滞納額…6,871億円 (前年度比16.2%増加) |
| 2 整理済額…………7,744億円 (前年度比15.9%増加) |
| 3 滞納整理中のものの額
…………9,774億円 (前年度比8.2%減少) |

1 新規発生滞納額の状況

平成27年度においては、これまでに引き続き、期限内収納の実現を図るために期限内納付に関する広報や納期限前後の納付指導の実施など、滞納の未然防止に努めましたが、平成27年度の新規発生滞納額は、6,871億円と前年度（5,914億円）より957億円増加（16.2%増）しました。

このうち、消費税については、4,396億円で、前年度（3,294億円）より1,102億円（33.4%）の増加となっています。

新規発生滞納額は、平成26年度より増加したものの、過去最も多かった平成4年度（1兆8,903億円）の36.4%と、引き続き低水準となっています。

2 滞納発生割合の状況

平成27年度の滞納発生割合（新規発生滞納額6,871億円/徴収決定済額（58兆1,523億円）は、1.2%になりました。

この滞納発生割合は、平成16年度以降、12年連続で2%を下回り、国税庁発足以来、最も低い割合であった前年度と同水準となっています。

（注）徴収決定済額とは、申告などにより課税されたものの額をいいます。

3 整理済額の状況

納税者個々の実情を踏まえながら、法令等に基づき、大口・悪質事案や処理困難事案に対して厳正・的確な滞

納整理を実施するとともに、消費税滞納の残高圧縮に向けて、消費税滞納を含む滞納事務を確実に処理することに重点を置いて、滞納の整理促進に努めた結果、平成27年度の整理済額は、7,744億円となりました。

(平成26年度(6,681億円)より1,063億円(15.9%)増加)
整理済額(7,744億円)は、新規発生滞納額(6,871億円)を872億円上回りました。

4 滞納整理中のものの額の状況

滞納の未然防止及び整理促進に努めた結果、平成27年度末における滞納整理中のものの額は、9,774億円となりました。

(平成26年度(1兆646億円)より872億円(8.2%)減少)

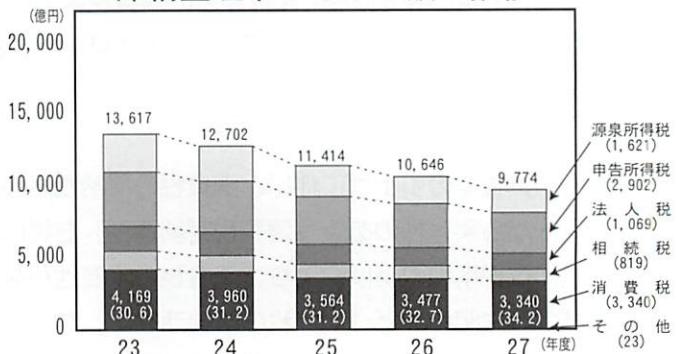
滞納整理中のものの額は、平成11年度以降、17年連続で減少し、ピーク時(平成10年度、2兆8,149億円)の34.7%になりました。

全税目の滞納状況

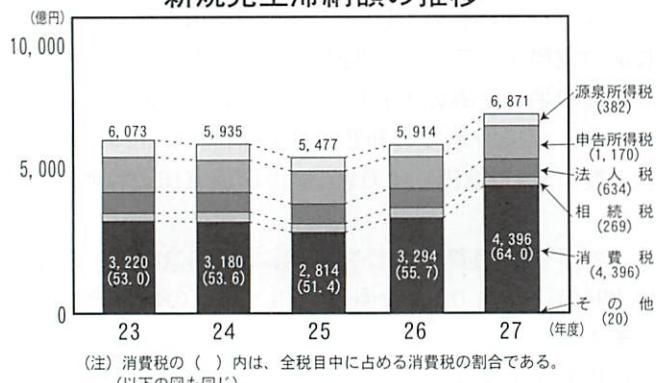
単位：億円、%

区分 年度	新規発生滞納額		整理済額		滞納整理中のものの額	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
23	6,073	88.8	6,657	87.7	13,617	95.9
24	5,935	97.7	6,850	102.9	12,702	93.3
25	5,477	92.3	6,765	98.7	11,414	89.9
26	5,914	108.0	6,681	98.8	10,646	93.3
27	6,871	116.2	7,744	115.9	9,774	91.8

滞納整理中のものの額の推移



新規発生滞納額の推移

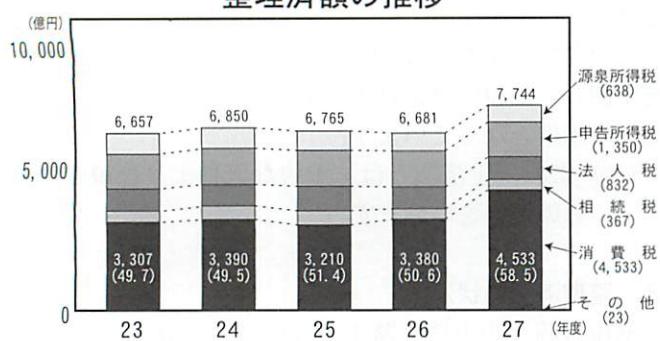


消費税の滞納状況

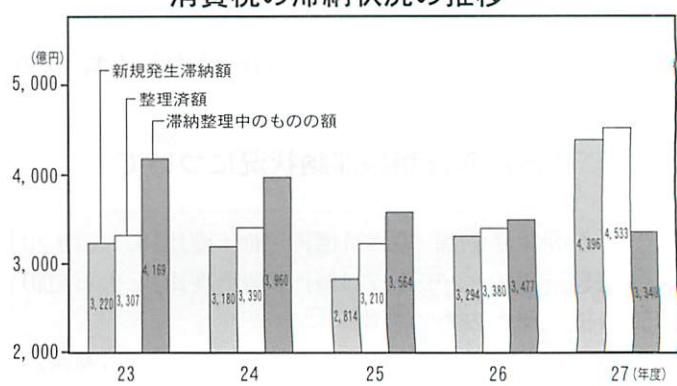
単位：億円、%

区分 年度	新規発生滞納額		整理済額		滞納整理中のものの額	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
23	3,220	94.8	3,307	92.9	4,169	98.0
24	3,180	98.8	3,390	102.5	3,960	95.0
25	2,814	88.5	3,210	94.7	3,564	90.0
26	3,294	117.1	3,380	105.3	3,477	97.6
27	4,396	133.4	4,533	134.1	3,340	96.0

整理済額の推移



消費税の滞納状況の推移





仙台国税局間税会連合会
会長
佐藤 國一

ご高配をはじめ各局間連など関係団体の温かい励ましとご支援を賜りながら、会員の皆様が間税会の使命を失うことなく立ち上がり、必死で復旧、復興に取り組まれ、困難を乗り越えようとしています。

このご恩を忘れることなく、間税会の使命達成に向け、会員一丸となって邁進してまいる所存であります。

局間連が取り組んだ昨年度からの実績としては、まず、役員の任期2年の時期が、全間連と異なっているため支障が来たしている部分があったため、昨年度調整を図り全間連と同じ時期としました。

次に、今年度に消費税の期限内完納運動の一環として「消費税完納」ステッカーを作成して、全会員に配布し、住民から良く見える場所にステッカーを貼って頂いて、会員が消費税の期限内完納の範を示し消費税の滞納の発生を未然に防止しようとするものであります。

次に、会員の増強についてであります。間税会の役割、活動がより一層強く求められており、従来にも増して発言力とともに財政基盤の確立が急務となってきたため、会員の増強を積極的に取り組む必要性が出てまいりました。そのため、全間連目標「平成29年4月1日現在会員数12万人社(35%増)達成」に向けて県間連、単位会の理解を頂き、支援しながら今後もそれぞれの目標、数值の達成に努力を傾注してまいりたいと考えています。

次に、「税を考える週間」における単位会の取組み状況は、昨年度の実績を見ますと、クリアファイルの贈呈をはじめ租税教室など(別表)のように、20種類106件が共催を含め実施されました。税務当局との緊密な連携を図りながら、納税道義や国の財政等税の重要性について理解を深めて頂き、滞納の未然防止や消費税の期限内完納の促進のために、消費税の納税資金の備蓄運動、課税事業者に対する振替納税についてなど、積極的に運動を開展しています。

今後一層、住民に身近な間税会としての理解と消費税を中心とした税に対する関心を深めて頂き、税収増に反

会長挨拶

仙台国税局間税会連合会(仙台局間連)は、6県間税会連合会(県間連)、52間税会、総会員数は、平成28年4月1日現在3,675人社であります。

東北地方は、5年前の未曾有の東日本大震災により甚大な被害を受け、その復旧、復興は道半ばであり、この間、全間連の

映されるよう更なる努力を重ねてまいりたいと考えています。

ご承知のとおり、憲法には国民が負う3つの義務の規定があります。子女を就学させる義務(義務教育)、勤労の義務、そして納税の義務であります。

それぞの関係法令に則り、秩序正しく運営されている訳ですが、憲法3義務の1つである納税に私たちが係わっていることに深い感銘と責任の重さを痛感しながら一層間税会の発展に尽力せねばと思っています。

平成27年度「税を考える週間」

行事実施状況表

順号	実施事項	実施件数
1	クリアファイル贈呈	19 件
2	租税教室	10 件
3	街頭広報	9 件
4	研修会	9 件
5	講演会	8 件
6	新聞広告	6 件
7	「税の標語」表彰	6 件
8	税金クイズ	6 件
9	懸垂幕	5 件
10	ポスター配布、掲示	5 件
11	各種展覧会	5 件
12	広報看板設置	3 件
13	税金展	3 件
14	会報掲載	2 件
15	新聞媒体	2 件
16	座談会	2 件
17	作文表彰	2 件
18	税法説明会	2 件
19	コンサート	1 件
20	テレビ広告	1 件
(共催含む)合計		106 件



女性部による研修・交流会の実施。

広報だより

広報委員 広島国税局間税会連合会 会長 角廣 勲

1. はじめに

局間連には、五つの専門委員会があり、(総務委員会・財務委員会・会務運営委員会・広報委員会・税制委員会) それぞれの委員長が全間連の委員を務めています。広報委員会は、委員長をはじめ4名の委員が在籍し「間税だより」発刊にあわせ、広報委員会を開催し、記載記事の内容を協議しております。

2. 間税だよりの発刊

- (1) 発行回数 年3回 (5月・9月・1月)
- (2) 発行部数 9,397部
- (3) 発行状況 過去6回の発行状況は下記の通り
- (4) 発行内容 毎回表紙には各県連持ち回りで地元の写真を掲載しております。
 - ① 26年9月 136号 周南市の工場夜景 (山口県)
 - ② 27年1月 137号 宍道湖の夕日 (島根県)
 - ③ 27年5月 138号 大山 (鳥取県)
 - ④ 27年9月 139号 被爆70周年を迎えた「原爆死没者慰靈碑」と「原爆の子の像」(広島県)
 - ⑤ 28年1月 140号 曹源寺のしだれ桜 (岡山県)
 - ⑥ 28年5月 141号 徳山動物園 (山口県)

記事内容は各单位会の行事を中心に掲載、その他シリーズものとして、県連毎に「ご当地B級グルメ」



第139号表紙

として順番制で地元の美味しいB級グルメを紹介しています。

3. 税の標語募集状況

年 度	25年	26年	27年
応募状況	4,322点	5,064点	6,983点

4. 青年部・女性部の活動状況

今年度も青年部・女性部合同で、国税局消費税課長との意見交換会を実施し、活発な意見交換が行われました。また青年部・女性部活動報告会も開催致しました。

(1) 米子間税会女性部の設立

平成28年5月11日（水）米子間税会の女性部設立総会が、米子全日空ホテルにて開催されました。当日は広島国税局勇消費税課長はじめ、多数のご来賓をお迎えしました。森米子間税会会长から設立の経過報告があり、その後の審議も満場一致で可決され、米子間税会女性部が誕生しました。



間税会組織状況表

	会員数		
	平成28年4月1日 人社	平成27年4月1日 人社	増減 人社
京	19,999	19,820	179
東	19,842	19,677	165
信	8	9	△1
越	4,678	4,719	△41
阪	3,675	3,589	86
海	7,437	7,647	△210
道	6,254	6,290	△36
台	8,987	8,724	263
海	5,822	5,865	△43
陸	9,077	9,328	△251
島	2,814	2,826	△12
国	446	444	2
岡	89,031	88,929	102
九	89,039	88,938	101
州			
繩			
計			

計欄の上段は、下部組織を持たない「大阪」を除いた会員数である。

表3 間税会会員数階層別分布状況

局間連 員数	東京	関東信越	北海道	仙台	東海	北陸	広島	四国	福岡	南九州	沖縄	合計
100名未満	16 (14)	10 (10)	9 (9)	41 (42)	28 (28)	1 (1)	18 (18)	5 (4)	3 (3)	23 (23)	4 (4)	158 (156)
100名以上	30 (35)	21 (20)	13 (13)	7 (6)	8 (7)	5 (4)	13 (12)	8 (9)	14 (11)	13 (13)	2 (2)	134 (132)
200名以上	17 (16)	10 (11)	6 (6)	4 (4)	5 (6)	2 (3)	9 (11)	4 (5)	6 (9)			63 (71)
300名以上	13 (11)	2 (3)	1 (1)		2 (2)	2 (2)	8 (8)	2 (1)	2 (1)			21 (21)
400名以上	4 (4)	8 (9)	1 (1)		2 (2)	1 (1)	2 (1)	2 (2)	1 (1)			8 (7)
500名以上	2 (3)	4 (2)			1 (1)							4 (4)
600名以上	1	1 (1)			1 (1)				1 (2)			6 (6)
700名以上		1 (1)				3 (3)		1 (1)	1 (1)			2 (1)
800名以上		1 (1)			1							3 (4)
900名以上		1 (2)			(1)				1 (1)			7 (7)
1,000名以上	1 (1)	4 (3)				1 (1)			1 (2)			
計	84	63	30	52	48	15	50	23	31	36	6	438

注) () 書は前年度

最高	武藏野 1,916	大宮 1,256	札幌西 432	いわき 260	岐阜南 803	富山 1,502	徳山 476	高知 959	小倉 1,155	熊本東 180	沖縄中部 164	武蔵野 1,916
最低	目黒 49	新津 28	富良野 43	黒石 12	飛騨 14	奥越 79	三原 46	脇町 64	対馬 69	竹田 17	平良・八重山 0	平良・八重山 0
平均	238	315	156	71	155	417	180	253	293	78	74	203
モデル会	川崎北 397	大宮 1,256	岩見沢 295	盛岡 95	桑名 352	輪島 140	児島 117	幡多 147	長崎 715			平均 390

4 会員数のランキング

別表4「会員数ランキング」は会員数上位から51間税会(会員数400人以上)を掲載しました。

会員数ランキング51の局間連別では、①関東信越20、②東京8、③福岡6、④北陸・東海・四国5、⑤北海道・広島1となっています。

順位	団体名	会員数
1	武蔵野(東京)	1,916
2	富山(北陸)	1,502
3	大宮(関東信越)	1,256
4	小倉(福岡)	1,155
5	上田(関東信越)	1,150
6	越谷(関東信越)	1,080
7	土浦(関東信越)	1,003
8	高知(四国)	959
9	福岡(福岡)	941
10	浦和(関東信越)	920

順位	団体名	会員数
11	所沢(関東信越)	820
12	岐阜南(東海)	803
13	古河(関東信越)	776
14	金沢(北陸)	771
15	福井(北陸)	750
16	小松(北陸)	720
17	長崎(福岡)	715
18	長尾(四国)	709
19	西福岡(福岡)	687
20	新潟(関東信越)	636

2 過去5年間の会員数の推移

会員数の推移を過去に遡ってみると、平成12年度まで増加していましたが、平成13年度からは減少に転じてきましたが、平成26年度以降は「会員増強」が全間連の最重点施策の一つとされたことによって、平成27年4月1日以降の会員数は別紙2のとおり増加に転じています。

(単位:人社)

別表2 会員数の推移

区分	24.4.1	25.4.1	26.4.1	27.4.1	28.4.1
会員数	87,925	88,809	87,390	88,929	89,031
前年度比	△1,130	884	△1,419	1,539	102

3 会員数階層別間税会

別表3「間税会会員数階層別分布状況」は、会員数別の単位会を表したもので、会員数200未満の会が292会と全体の67%を占めています。

また、1単位会当たり平均会員数は203人となりています。

表3 間税会会員数階層別分布状況

順位	団体名	会員数
21	佐原(東京)	608
22	岐阜北(東海)	605
23	博多(福岡)	595
24	長野(関東信越)	570
25	船橋(東京)	566
26	本庄(関東信越)	563
27	松阪(東海)	515
28	山梨(東京)	502
29	三条(関東信越)	502
30	宇都宮(関東信越)	500
31	佐賀(福岡)	497
32	大月(東京)	489
33	武生(北陸)	485
34	東三河(東海)	483
35	高松(四国)	479
36	松山(四国)	477
37	徳山(四国)	476
38	横浜南(東京)	473
39	荒川(東京)	471
40	上尾(関東信越)	469
41	松本(関東信越)	460
42	諫訪(関東信越)	457
43	広島西(広島)	450
44	札幌西(北海道)	432
45	高崎(関東信越)	424
46	川口(関東信越)	420
47	甲府(東京)	418
48	春日部(関東信越)	414
49	前橋(関東信越)	405
50	鈴鹿(東海)	405
51	竜ヶ崎(関東信越)	403

アンケート集計結果報告

I 調査目的

全国間税会総連合会(以下「全間連」という。)では、国民生活の実情等を踏まえた公正な税制と円滑な税務運営を推進する観点から、毎年、税制及び税務執行に関する提言活動を行っています。

昨年は、7月末の全間連常任理事会において承認された「平成28年度税制及び執行に関する要望書(間接税関係)」を財務省及び国税庁へ提出したほか、自民党政務調査会及び民主党政策調査会が開催したヒアリングにも出席し、同要望書に記載されている主要な事項について説明してきたところです。

ところで、間税会に関わりの深い消費税の税率については、平成26年4月から8%に引き上げられ、来年4月からは更に10%へ引き上げられることが予定されております。

全間連では、消費税率の引上げの際に問題となる逆進性(所得の低い人ほど消費税の負担割合が高くなる逆進的な傾向)の緩和策については、従来から、軽減税率制度には、参考資料の3(消費税の低所得者に対する負担緩和策(逆進性対策)について)に記載しているように、その対象選定に合理的基準を見出すことが困難である上、金額面から見れば、裕福な人ほど受ける恩恵が大きく、事業者の事務負担も増加させ、かつ、減収分の財源を新たに確保する必要があるなど、様々な問題があることから、導入に強く反対するとともに、低所得者対策については「給付付き税額控除制度」で対応するよう求めてきたところです。

そのような中で、政権与党では、来年4月からの消費税率10%への再引上げと同時に、「酒類及び外食を除く飲食料品」及び「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」について軽減税率を導入することを決定し、関係法案を今国会へ提出しているところであり、これまで提言してきた全間連の考え方と大きく異なる結果となっております。

また、毎年、実施しております「消費税等に関するアンケート調査」は、会員と全間連をつなぐ重要な行事の一つになっており、税制や税務執行に関する要望等のみならず、間税会の運営等に関する意見・要望を聴取する貴重な機会にもなっております。

以上のような観点から、次に掲げる設問事項について、会員の皆様の率直なお考えをお伺いするため

に、このアンケート調査を行いました。
(質問)

1 税率構造と逆進性の緩和策について

逆進性の緩和策については、参考資料の3に記しているように、「軽減税率の導入による複数税率制度」と「給付付き税額控除制度」があります。全間連では、軽減税率制度には様々な問題があることから、消費税率は単一税率とし、逆進性対策については「給付付き税額控除制度」によるよう強めてきたところです。

そこで、今回のアンケート調査に当たっては、政権与党が決定した軽減税率制度の導入を踏まえながら、今後の消費税制について、引き続き単一税率要望を継続していくのが良いのか、それとも軽減税率の導入を前提にした要望に変えていくのが良いのか、また、低所得者対策に関しどのような要望を行っていくのが良いのか、会員の皆様のお考えをお聞かせください。

なお、軽減税率制度に関する関係法案が国会において成立した場合には、全間連としては、提言事項や提言活動とは別に、税務関係民間団体として円滑な税務運営に協力する観点から、軽減税率制度の周知・啓発活動や説明会の開催などに取り組んでいく必要があると考えております。

(注)「政権与党の平成28年度税制改正大綱(抜粋)

及び「全間連の平成28年度税制改正要望書(抜粋)」の内容については、参考資料を参照してください。

2 上記の設問以外の税制や税務執行に関し、また、間税会の運営などについてのご意見、ご要望などがありましたら、何でも結構ですのでお聞かせください。

II 回答率

アンケート用紙の配付枚数15,000枚に対して回答数は10,785枚であり、その回答率は71.9%ありました(別紙1参照)。

これは、平成27年度の回答数に比べ677枚増加し、回答率も67.4%から71.9%と4.5ポイント増加しました。

III 回答内容の概要

質問事項別の回答内容の概要は、次のとおりです
(別紙2参照)。

(1) 「税率構造」に関すること

- ・「①軽減税率の導入は反対であり、単一税率に戻すべきである」と回答した者が48.3%と概ね半数を占めており、沖縄を除く各局間連でも同様の結果となっています。
- ・事業者・消費者別で見ても、事業者の57.1%の方々が、また、消費者の40.6%の方々が、単一税率に戻すことを要望しているものの、消費者の場合には、事業者に比べて、軽減税率の導入に賛同する方々の割合が高くなっています。
- ・男女別で見ても、男性の52.7%の方々が、また、女性の38.8%の方々が、単一税率を望んでいるものの、女性の場合には、男性に比べて、軽減税率の導入に賛同する方々の割合が高くなっています。

(2) 「低所得者に対する負担緩和策(逆進性対策)」に関すること

- ・「②軽減税率の導入に代えて、給付付き税額

別紙1 アンケート調査回答率

区分	配付枚数 枚	回答枚数 枚	回答率 %
東京	3,280	2,138	65.2
関東信越	3,260	3,223	98.9
大阪	100	54	54.0
北海道	800	660	82.5
仙台	600	578	96.3
東海	1,280	1,057	82.6
北陸	1,050	565	53.8
広島	1,450	664	45.8
四国	980	743	75.8
福岡	1,550	765	49.4
南九州	470	325	69.1
沖縄	80	13	16.3
業種	100	0	0
計	15,000	10,785	71.9

控除制度により対応すべきである」と回答した者が31.7%と最も多く、福岡を除く各局間連でも同様の結果となっています。

- ・事業者・消費者別及び男女別で見た場合でも、全体と同じ傾向ですが、消費者及び女性の場合には、事業者及び男性に比べて、「①軽減税率の導入により対応すべきである」と回答した方々の割合が高くなっています。

別紙2 消費税等に関するアンケート調査集計結果

	回答数 (人)	割合 (%)
1 税率構造に関すること		
①軽減税率の導入は反対であり、単一税率に戻すべきである。	5,213	48.3
②軽減税率の導入はやむを得ないが、その対象範囲の拡大には反対である。	2,359	21.9
③軽減税率の導入は賛成であり、その対象範囲は拡大していくべきである。	2,213	20.5
④分からぬ	872	8.1
⑤その他	124	1.1
⑥無回答	4	0
2 「低所得者に対する負担緩和策(逆進性対策)」に関すること		
①軽減税率の導入により対応すべきである。	2,191	20.3
②軽減税率の導入に代えて、「給付付き税額控除制度」により対応すべきである。	3,417	31.7
③対象範囲を極力限定した「軽減税率制度」と「給付付き税額控除制度」との併用により対応すべきである。	1,419	13.2
④消費税は消費支出に対して比例的な負担となるので、特に低所得者に配慮する必要はない。	2,034	18.9
⑤分からぬ	1,494	13.9
⑥その他	178	1.7
⑦無回答	52	0.5

始めよう！月々2,900円
からの安心生活！



全日警のホームセキュリティ
HAPPY GUARD
ハッピーガード

お見積りは、無料！お問い合わせ、お見積り、資料のご請求は www.zennikkei.co.jp/hs/ ☎ 0120-87-7575

常任理事会の開催

去る7月27日(水)午後2時から東京・麹町 弘済会館において、常任理事会が開催されました。

席上、ご来賓として出席された国税庁課税部永田寛幸消費税室長から、ご挨拶をいただきました。

主な議題は、次のとおりです。

- ① 第43回通常総会等の開催
- ② 「全間連の最重点施策」の実施について
- ③ 平成27年度収支計算書(見込額)及び平成28年度収支予算書(案)
- ④ 平成27年度事業報告及び平成28年度事業計画(案)
- ⑤ 今後における組織増強への取組みと財政基盤の強化等について
- ⑥ 「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの効果的な活用について
- ⑦ 「税の標語」の募集等について
- ⑧ 平成28年度税制改正について
- ⑨ 平成29年度税制及び執行に関する要望書(間接税関係)

正副会長会議の開催

去る7月27日(水)常任理事会に先立ち、正副会長会議が開催され、今後における全間連の運営のあり方等について、幅広い観点から検討が行われました。

青年部役員会の開催

青年部は、去る6月29日(水)事務局において、午後3時30分から、役員会を開催し、第38回通常総会の開催及び国税庁幹部との意見交換会を行いました。

女性部役員会の開催

女性部は、去る6月28日(火)霞が関・東海大学校友会館において、午後1時30分から、役員会を開催し、第35回通常総会の開催及び国税庁幹部との意見交換会を行いました。

揮発油税中央セミナーの開催

第37回揮発油税中央セミナーは、6月9日(木)午前9時30分から東京・麹町 弘済会館において、石油精製、石油化学関係会社の本支店、事業所等の揮発油税実務担当者を対象に、国税庁課税部消費税室山口智行諸税第一係長を講師として行われ、126名が受講しました。

全間連の租税教育活動を一般財団法人大蔵財務協会が支援

一般財団法人大蔵財務協会は、本年も昨年に引き続き、全間連が実施している「税の標語」の募集活動と「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布活動に対して支援してくださることになり、去る7月27日(水)に開催された常任理事会の席上において、石坂匡身理事長から大谷会長に対し、支援金(200万円)が贈呈されました。

「税の標語」の募集は平成5年度から、また、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布は平成13年度から実施しているものですが、年々「税の標語」の募集数やクリアファイルの配布数は増えてきており、次代を担う青少年の租税教育に力を入れている大蔵財務協会は、全間連のこれらの事業は租税教育活動及び税の啓発・周知活動として大変効果的であるとの高い評価の下に、支援していただいているものです。



一般財団法人
大蔵財務協会
石坂理事長

全間連の主な動き (28. 5. 15 ~ 9. 6)

5月15日(日)	全間連会報発行第136号	仙台事務局
5月24日(火)	仙台局間連総会出席	周南
5月26日(木)	広報委員会	札幌
5月26日(木)	広島局間連総会出席	東京
5月31日(火)	北海道間連総会出席	都城
6月 9日(木)	揮発油税中央セミナー	高山
6月 9日(木)	南九州間連総会出席	さいたま
6月13日(月)	東海間連総会出席	福岡
6月14日(火)	関東信越間連総会出席	金沢
6月14日(火)	福岡局間連総会出席	東京
6月16日(木)	北陸間連総会出席	事務局
6月22日(水)	東京局間連総会出席	東京
6月27日(月)	税制委員会	東京
6月28日(火)	女性部役員会、 国税庁幹部との意見交換会	東京
6月29日(水)	青年部見学会、役員会、 国税庁幹部との意見交換会	東京
7月 1日(金)	企画会議	事務局
7月 6日(水)	財務委員会	事務局
7月 7日(木)	会務運営委員会	事務局
7月 8日(金)	総務委員会	事務局
7月27日(水)	正副会長会議	東京
7月27日(水)	常任理事会	東京
8月26日(金)	企画会議	事務局
9月 2日(金)	事務局長会議	事務局
9月 6日(火)	四国間連総会出席	徳島

5. 「税を考える週間」行事の紹介

広島局連傘下の単位会における「税を考える週間」行事について代表的なものを紹介します。

①県間連女性部

県内の幼稚園・保育園を中心に11団体へ「紙芝居」を贈呈し、税金が道路や公園などの整備に使われていることを学ぶ内容とし、実際に女性部長他が上演致しました。



②広島東間税会女性部

平成27年11月11日広島市中区の中心地「ヤマダ電機LABI広島」の正面玄関前に「税の標語」最優秀作品を記した看板を設置し、除幕式を行い、その後横断幕を持ち本通り商店街のパレードを行いました。その後通行人へクリアファイル、ティッシュを配布しPR活動を行いました。



③広島西間税会

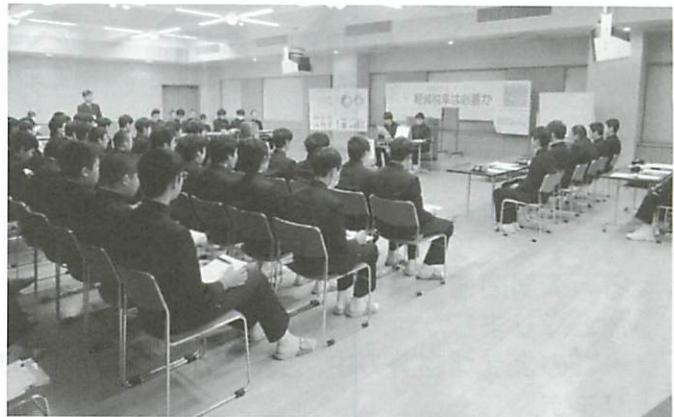
平成27年11月11日にアルパーク天満屋東棟連絡通路において、会員20名と広島西税務署からは、今中署長他幹部の皆様、更にはご当地キャラクター「ミヤジマックス」が加わり消費税に関するファイルやチラシ各300部を市民に配布し、街頭PRを実施しました。

6. 広島局連傘下単位会のディベート大会

広島局連傘下の単位会における「ディベート大会開催」について、代表的なものを紹介します。

①広島東間税会 崇徳中学校ディベート大会

今年度は3年生全体（約80名）で「軽減税率は必要か」をテーマとして、「軽減税率は必要である」代表9名、「軽減税率は必要でない」代表9名で討論を行いました。



崇徳中学校

②吳間税会 呉市原小学校6年生によるディベート開催

呉市原小学校6年生が「今後の税率はどうする!! 討論会・投票」と言うさながら「朝まで生テレビ」を彷彿させる題目で社会の授業を行いました。当該6年生に税の必要性と税制に対する基礎知識を事前教育し、そこから消費税の税率を上げるべきか？下げるべきか？据え置くべきか？の3つの意見に分け討論を行いました。



7. 消費税期限内完納推進宣言

広島市に本店のある広島銀行、もみじ銀行、広島信用金庫、広島市信用組合は税理士会、納税貯蓄組合、青色申告会、法人会、間税会の連合会と「消費税期限内完納推進宣言式」を開催しました。

各金融機関の消費税納税用定期預金・定期積金の活用による納税資金の積立や期限内納付の推進を図るため、全国で初めて県単位の税務関係団体と金融機関が協調した活動を実施しました。



組織増強への取組み

各間税会とも、間税会活動の最重点項目として、組織の拡大・強化に力を入れてきているところですが、12～13頁に掲載しましたように、平成28年4月1日現在の会員数（組織形態の異なる大阪局間連を除きます。）は、89,031人社となり、前年同期の88,929人社に比べて102人社の増加となりました。

このような趨勢の中、会員増強に精力的に取り組まれ、大幅な会員増に結びつけた間税会があります。

今回の間税会だよりでは、平成27年度中に大幅な会員増を行った会の中から、6間税会について、会員増強への取組み方を中心とした活動状況を紹介させていただきます。

松戸間税会

東京局間連

1 組織状況等

区分	24年	25年	26年	27年	28年	増加会員数
(人社)	140	158	166	165	257	92

2 組織拡大への取組み方

会員拡大は恒久の課題であり、平成27年度は東京局間連の目標値25%増を目指して、平成27年6月の総会で規約改正を行い、準会員制度の導入を決議して、実質的には平成27年7月より各役員が、目標200人社増を目指し協力しました。

役員自身が組織強化の意義、その大きさを認識しなければ全体の会員の底上げは不可能であり、万遍なく会員増強への協力要請は会員増強委員長より行い、増強数の把握に努めました。

その結果、各役員間に温度差はあるものの広く多くの役員の方々の協力を得ることが出来ました。

平成26年度の県間連の実績（950人社増）をみると、県間連全体のムードが当会への刺激となり増強に積極的に取り組む方向の環境であったことも大きな要素になったと思われます。

今年度は県間連の3年間で1万人社にするとの目標に向かって一歩でも近づくための会員強化を図っていきます。

3 従来から実施している主な事業活動等

平成16年度に当会の事業として中学1年生を対象に始めた（当初全間連作品の37%の作品）税の標語の募集はすでに60,000点を超え、税の標語と言えば松戸間税会を合言葉に委員会役員の総力を上げての重大事業として行っています。

平成27年度の作品数は5,478点であり、平成28年度はそれを上回ると予想されます。

平成20年度から松戸税務署長賞、平成21年度から3市（松戸、流山、鎌ヶ谷）の市長賞、教育長賞を加え、140人余の子供達に優秀作品賞の授与を行っていることは、多くの子供に受賞の機会が得られ、人生の中で一つの記憶に残る出来事になって頂けることとの話しを協力者の方々より伺っており、嬉しいこととして継続していくたいです。

子供達に税について考えてもらう機会にと始めた事業で、学校側の協力もあり、毎年中学一年生生徒の90%以上の提出があります。

3市の広報紙へ受賞作品を掲載して戴ける協力もあります。

4 今後における事業活動を中心とした会活動の方針

- (1) 税の標語の募集を引き続き重点事業とする。
- (2) クリアファイルの利用については、(1)のために配布する。
街頭にて配布し会のPR、会員募集に利用。
会員への配付、研修会に利用、租税教育に利用する。
- (3) 各種税のための資料の配布
- (4) 会報の発行
- (5) 広く間税会をPRするための看板、横断幕等の設置を計画する。

松戸間税会 会長 山野辺孝夫

東金間税会

東京局間連

1 組織状況等

区分	24年	25年	26年	27年	28年	増加会員数
(人社)	247	227	217	252	377	125

2 組織拡大への取組み方

ここ数年地方経済の悪化に伴い、中小零細企業の経営は厳しい状況におかれています。こうした中で、会員の退会が増加しているのが現状です。消費税に関わる間税会の役割や重要性を広報しながら退会防止策等を検討し、正会員の加入推進はもとより、各会員企業の従業員や家族を対象とした準会員の加入促進を図り、会員の増強に努めています。今後も法人会等、税務懇話会の関係団体の役員を通して会員の増強を実施していきます。

3 従来から実施している主な事業活動等

「税の標語」については、毎年6月に開催される租税教育推進協議会総会において、管内67の小・中・高校の校長先生に募集を依頼し、昨年度は3,134点の応募があり、各小・中・高校へ優秀作品を表彰し参加賞を配布しました。

税を考える週間に管内の商業施設及び産業祭において「街頭キャンペーン」を実施し、「税の標語」の優秀作品を展示するとともに、優秀作品の標語入りの風船やクリアファイルの配布、税金クイズを実施しました。

納税表彰式においては優秀作品を表彰しました。また「世界の消費税」クリアファイルを管内の小・中学校へ配布しました。

4 今後における事業活動を中心とした会活動の方針

健全な納税意識を向上させるために、学校教育を中心とし社会全体で官民が連携して次代を担う若い世代に租税教育を充実させていくことが必要であり、間税会の役割として円滑な税務運営に協力しながら地域社会への貢献活動を実施していくことが重要であります。

こうした中で、間税会の意義を理解して頂きながら今後とも会員の増強に努めていきます。

5 その他特記事項

税に関する広報活動を実施していると、一般住民から税務署の出先機関と誤解される場合があり、民間団体のボランティア活動による租税推進の努力が理解されないケースがよくあります。

特に国の税収の重要な役割を果たす消費税の必要性は、租税教育や「税の標語」「税の作文」を通して、小・中・高校生など若い世代には理解が深まっていますが、大人の世代にはまだ理解が乏しいと感じられます。「世界の消費税」クリアファイル等を国民全体に配布して世界の中で日本の消費税率がどの位置にあるか、隅々まで広報していくことが大切であります。

権利ばかり主張せず義務を果たすこと、今良ければ良いという考え方ではなく、次世代を担う子供や孫の若い世代の将来に向けた国の財源のあり方を国民全体に深く理解して頂くことが重要であります。

東金間税会 会長 内山弘通

本庄間税会

関東信越間連

1 組織状況等

区分	24年	25年	26年	27年	28年	増加会員数
(人社)	245	239	246	245	563	318

2 組織拡大への取組み方

本庄間税会は平成28年5月、組織の拡大化、活動を積極的に行う役割を担ってモデル会の指定を受けました。

お陰様で当会は会員増強に順調に進んでおります。当年度も引き続き精力的に取り組んでいく所存であります。

今回の増加は、一つには、会員制度規約の改正によるものが非常に大きく関与しています。

昨年の総会で「賛助会員」制度改革の承認を受けて、以来新制度導入により会員増強も順調に推移して参りました。もう一つには、加入の推薦活動に当たっては、地縁、人縁を大切に、お願い先に出向き、間税会の意義や重要性を正面で繰り返し理解を求める活動をして参りました。

消費税がクローズアップされている現在、いまこそチャンスでしょう。楽しくて為になる本庄間税会をテーマに鋭意チャレンジしております。そして、多くの方々から賛同いただき、ご協力を得られている次第です。

以下は賛助会員の規約です。

- 賛助会員とは、会員事業所の役員又は従業員及び会員の家族（生計を一とするものに限る）。
- 賛助会員は当会が開催する各種行事に参加することができるが、総会における議決権は有しない。
- 賛助会員は、当会の役員に就任することはできない。
- 賛助会員は、当会への提言及び情報の伝達は、正会員を通じて行うことができる。

3 主な事業活動の内容

○税務関係団体等の会へ積極的に参加し、交流を深め、

間税会の認識・理解を求めて参りました。

○あらゆる機会にクリアファイルを有効的に活用しております。

4 今後の活動方針

○各種研修会、ゴルフコンペ等の諸行事を積極的に行います。

○「間税会」を広く知ってもらうこと、及び会員の増強を最大のテーマとして、会の活性化に向けて活動して参ります。

○引き続き、税務関係団体と協調して積極的に事業参加、交流促進、情報交換をして会員の意識を高めて参ります。

○各学校に協力を仰ぎ「税の標語」の募集活動を行い、応募のお礼にクリアファイルを進呈いたします。

○クリアファイルの活用及び広報活動のチャンスを捉えています。

本庄間税会 会長 大沢孝弘

広島西間税会

広島局間連

1 組織状況等

区分	24年	25年	26年	27年	28年	増加会員数
(人社)	270	290	320	320	450	130

2 組織拡大への取組み方

広島局間連では、平成28年9月20日に岡山市で開催される「第43回全国間税会総連合会通常総会・岡山大会」に向けて『会員増強PT』を立ち上げて会員拡大に力を入れました。

PTでは、個別獲得ではなく、業種団体等を中心に贊助会員を募る方策に特化して活動し、広島西間税会がその中心的役割を担いました。具体的には、特定企業の取引先で構成された協力会等のグループをターゲットにした新たな会員獲得策を展開し、3企業のグループ会社177社が一度に贊助会員として入会するという実績を挙げることが出来ました。

また、広島県間連では次のとおり「組織拡充のための会員増強策」を展開しており、これも広島県内単位会の会員増強運動に大きな刺激策として効果が現れています。

- ① 講演協賛金（1単位会5万円）
- ② 青年部・女性部設立助成金（創設時3万円）
- ③ 増強援助金（増員数に応じ5,000円～20万円）

3 今後における事業活動を中心とした会活動の方針

本年度は、会員数の目標を500人以上とし、①青年部・女性部の活動を通じての組織拡充 ②贊助会員への積極的な加入勧奨を重点取組事項として、組織拡充を図っていくこととしています。

広島西間税会 会長 久保弘睦



福山間税会

広島局間連

1 組織状況等

区分	24年	25年	26年	27年	28年	増加会員数
(人社)	158	158	173	208	326	118

2 組織拡大への取組み方

当福山間税会は、平成25年度以降、役員14社を中心に2名程度の勧誘にて毎年増強に取組んでおり、平成27年度は、上部団体の広島局間連、広島県間連からの組織拡大への方針を踏まえ、第1回理事会にて、更なる会員増強に向けて一致団結して取り組むことを決定し、役員各社だけでなく、会員の中から積極的に取り組んでいただける7社にお願いしました。

新規加入のメリットとして、間接税に関する会報誌・リーフレット等、税務研修会による情報収集、役員・会員による連携強化等を積極的にPRしました。

平成27年度においては、消費税の10%への移行の有無、マイナンバー制度の施行など間接税に関する周辺環境に変化があり、当間税会が位置する広島県福山市においても関心が高まっていました。

また、インセンティブとして、「会員増強のための奨励金制度」を採用しており、新規加入1名に対して1,000円を紹介者に支給を行っています。

以上の活動・状況の結果、役員企業を中心に118名の増強を行いました。

2 主な事業活動の内容

- ・福山市内の小学校を訪問し、小学生向け租税教室の開催による啓発活動の実施。
- ・会員向け税務研修会の開催による情報提供の実施。
- ・税を考える週間、ハロータックスフェスタへの協力によるPR活動の実施。
- ・税の標語の応募、税に関する絵はがきの展示による税金のPR活動の実施。
- ・組織拡充の活動の実施。などを実施しております。

当福山間税会は、上記内容を中心に今後も積極的に活動を行って参ります。 福山間税会 会長 本川浩司

小倉間税会

福岡局間連

1 組織状況等

区分	24年	25年	26年	27年	28年	増加会員数
(人社)	890	1,011	1,021	1,025	1,155	130

2 組織拡大への取組み方

当会の理事会では以前から必ず入会申込書を配布し、理事一人につき一名の会員拡大を組織委員長が毎回声を発していますが、平成28年局連2月の理事会で提案された会員増強策を受けて会長の発令で理事会を開催することとなり臨時理事会を招集しました。

そこでは、理事一人につき2名の賛助会員を増員することを決定し実行に移しました。

5月に開催する総会でも会員にお願いすることを決定し、規約の一部について改正案を作成しました。そして申込書の提出期限を3月25日としてまとめました。

賛助会員資格

①本会の小倉間税会規約第十条に定める年会費の金額は一員5,000円とする。ただし、賛助会員の年会費は

一員1,000円(以上)とする。

- ②会員の家族や従業員で、間税会活動を理解し、協力いただける者とする。
- ③総会懇親会、研修会等の単位会活動、消費税・間接税の提言活動等会員と同じく参加できる。
- ④平成27年度までに賛助会員であった者は平成28年度から年会費を1,000円(以上)とする。
別途、賛助会員年会費適用申請書を会員用にも作成し総会時に配付し提出先を事務局宛てとしました。

2 主な事業活動

- ①「税の標語」の募集については平成20年度から小倉北区内の4校の中学校にお願いしています。
署長賞、納稅推進協力会長賞、会長賞を用意し20作品等を女性部会員で選定しています。入選作品には表彰状、記念品を贈呈しています。
- ②毎年4月に広報誌を発行しています。本年は第22号を発行し、毎号元気いっぱいの会員さんの記事を掲載しています。
- ③バスハイク研修会
平成7年から毎年実施しています。全会員に案内するとともに、非会員へも参加を呼びかけ、見学会、税金クイズ、意見交換会等を実施しています。
- ④青年部・女性部研修会
青年部・女性部研修会は講師に署長、税理士会の方々にお願いをしています。また、研修会には必ず会食会を設けて意見交換会をすることにしています。

3 今後の活動方針

これまでも理事全員で尽力しているものの会員増強に関しては前向きに全員で取り組むしか方策はないようと思われます。研修会、講演会、総会、バスハイク研修会に新しい方々をお誘いし意義のある会に前進するのみです。

小倉間税会 会長 深町宏子



間税会組織の現状

1 間税会の組織状況

平成28年4月1日現在の会員数は89,031人(下部組織のない大阪局間連を除きます。)で、前年同期の会員数88,929人に対し102人(+)の増加となっています。

別表1「間税会組織状況表」は、各局間連別の組織状況を表したものです。

各局間連の会員数の変動を見ると、会員数の増加しているのは、東京、関東信越、仙台、広島、沖縄の5局間連で、他の7局間連は減少しています。